イからトまでに掲げる事項を、二の表の上欄に掲げる事業者の規模に応じ、同表下欄に掲げるところにより、実施するものとする。 一　経営力向上の内容 イ～ハ　［略］ ニ　営業活動に関する事項 (1)・(2)　［略］ (3)　他の事業者と連携した製造体制の構築等による受注機会の増大 高度な加工を行うことができる設備、試験設備等の複数の事業者による共同での導入、設計、開発、製造等の各種の工程に係る情報の事業者間での共有その他の他の事業者と連携した製造体制を構築し、自社だけでは対応できない顧客の要望に対応すること又は他の事業者から事業承継等を行うことにより、受注機会を増大させる。また、機器、設備等の繁閑差の平準化により、当該機器、設備等の稼働率を向上させる。 ホ・ヘ　［略］ ト　経営資源の組合せ 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の方法を効率化するため、現に有する経営資源及び他の事業者から取得した又は提供された経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用する。 二　規模別の整理	［略］
一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち一項目以上 注）　右記に加え、一ホ(1)からトまでに掲げる事項のうち一項目以上にも取り組むことを推奨する。	

じ、同表下欄に掲げるところにより、実施するものとする。 一　経営力向上の内容 イ～ハ　［略］ ニ　営業活動に関する事項 (1)・(2)　［略］ (3)　他の事業者と連携した製造体制の構築等による受注機会の増大 高度な加工を行うことができる設備、試験設備等の複数の事業者による共同での導入、設計、開発、製造等の各種の工程に係る情報の事業者間での共有その他の他の事業者と連携した製造体制を構築し、自社だけでは対応できない顧客の要望に対応することにより、受注機会を増大させる。また、機器、設備等の繁閑差の平準化により、当該機器、設備等の稼働率を向上させる。 ホ・ヘ　［略］ ［新設］ 二　規模別の整理	［略］
一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち一項目以上 注）　右記に加え、一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち一項目以上にも取り組むことを推奨する。	

一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち二項目以上 一ホ(1)からトまでに掲げる事項のうち一項目以上 合計三項目以上	［略］
一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち三項目以上 一ホ(1)からトまでに掲げる事項のうち二項目以上 合計五項目以上	［略］
第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 1　［略］ 2　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいことに鑑み、事業承継等を行う場合にあっては、特に配慮するものとする。 3　地域経済の健全な発展 国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。 4～8　［略］ 備考　表中の「　」の記載は注記である。	

一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち二項目以上 一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち一項目以上 合計三項目以上	［略］
一イ(1)からニ(3)までに掲げる事項のうち三項目以上 一ホ(1)からヘまでに掲げる事項のうち二項目以上 合計五項目以上	［略］
第4　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 1　［略］ 2　雇用への配慮 国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。 ［新設］ 3～7　［略］	

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。